

人吉藩における科代指杉について

—『科代指杉檜帳』を素材に—

串間聖剛

はじめに

林政を行う上で、それを円滑に行うためには、山林犯罪に対する刑罰を定める必要がある。大石久敬の『地方凡例録』の中に、「料所林の木を盜伐したる者、古来は死罪又は其仕方に依て獄門」とあるように、古来より山林刑罰は存在していたが⁽¹⁾、これを造林と結びつけたのが「科代造林」である。国史大辞典では科代造林について、「近世の森林犯罪者への刑罰として、罪科に応じた本数の苗木を犯人、または犯人を出した村などに植付けさせる方法」と解説されており⁽²⁾、地域によって科代植、過料木植、等と名称は異なるが、早くから幕府・諸藩において実施されていた。

例えば、幕府では寛永二十（1643）年に輕罪人に対して竹木の植栽を科しており⁽³⁾、東北地方の新庄藩では万延元（1860）年に「一、植立杉三万本、但市野の村、流木不調法に付、過料木植立奉差上候」としている⁽⁴⁾。九州においても熊本藩では、天保三（1832）年の文書に「一、差杉八百本、小二郎、豊次、但兩人不埒に付、過料差杉分若人に付四百本充」とあり、御山の中で行われた「不埒」な違法行為に対して科代植が課されている⁽⁵⁾。他にも九州では、福岡藩、小倉藩、佐賀藩、四国では高知藩、宇和島藩

等において科代造林が実施されていたことが確認されており、その事例は多いといえる。

本稿の対象地域である人吉藩においては、「科代指杉」が実施されており、諸藩の中でも最も科代造林を利用した藩であるといわれている⁽⁶⁾。人吉藩は肥後国南部に位置した約二万二千石の小藩であり、藩領域の五割以上を山野が占める山岳地帯である上に耕作不適地が多く⁽⁷⁾、豊富な森林資源は他に目立った特産物の無かつた人吉藩では貴重な収入源であった。そのため、森林保護と共に造林が藩の重要な政策として位置付けられていた。【表①】の人吉藩における指木数を調査した『指木御改惣目録』には、「春定指」「奉公指」と「科代指」の指木数が記録されている⁽⁸⁾。これによると、科代指杉は公役造林である春定指杉に次いで、多いときには数万本単位で実施されており、人吉藩における主要な造林手法のひとつであったことが分かる。しかし、その内容については、これまでにその存在が触れ

【表①】指杉御改惣目録

		天明7年	寛政2年	文化2年	文化6年	文化10年
春定指	定例高	207090本	224650本	224420本	212694本	224980本
	指杉	204376本	247086本	241000本	230203本	238580本
	指檜	12131本	4935本	4154本	5028本	6620本
	過木	18675本	29790本	25027本	25955本	20434本
	不足	9258本	2419本	4293本	4446本	3186本
	合計	216507本	252021本	245154本	235231本	245200本
科代指	科代高	50140本	35880本	25980本	19140本	
	指杉	42594本	36020本	19258本	17425本	16042本
	指檜	2436本	2446本			1817本
	過木	6943本	5536本	2377本		
	不足	12053本	2950本	9099本		
	合計	45030本	36466本	19258本	17425本	17859本
奉公指	指杉	15996本	11774本			
	指檜	692本	190本			
	合計	16688本	11964本			

られている程度であり、明らかにされていない部分が多い。

そこで本稿では、人吉藩の科代指杉について、実施状況が詳細に記録された『科代指杉檜帳』を素材として考察を行うこととする。

職制の変更が実施されたことに関係していると考えられる。

二、科代指杉の分析

一、「科代指杉檜帳」について

本稿の基本史料である『科代指杉檜帳』は、広島大学付属図書館所蔵『相良家文書』⁽⁹⁾の一冊であり、その一部が『日本林制史資料人吉藩編』に収録されている⁽¹⁰⁾。江戸時代中期の享保年間から文政年間に至るまでの科代指杉が、年月を追って記されおり、表紙に「享保十六亥年三月始之二冊之内、科代指杉檜帳、附願事二付指杉仕立記之、杣方所」とあることから、享保十六（1731）年三月に杣方所⁽¹¹⁾で作成された文書であることが分かる。

内容は、「科代本数」、「指付人」、「科代理由」が記されており、末尾に「何年春、改検者某、改之」と御改が終了した旨が追記されていることから、科代指杉の申渡状を控えたもので、指杉を改めるために利用された文書であると考えられる。しかし、その書式は明和年間には、御改済の追記が見られなくなり、さらに文化年間には、科代理由が省略され「罰帳にくわし」と、詳細な内容については、犯罪の詳細と科刑を記録した『罰帳』⁽¹²⁾に併せて記されるようになるなど序々に簡略化されている。その理由は定かではないが、おそらく、安永六（1777）年に杣方所が御林方に統合され、さらに天明五（1785）年に御林方が勘定方に統合されるといった山林

それでは、「指付時期」、「指付場所」、「樹種と科代本数」、「指付人」、「罪種と科代理由」の項目ごとに、『科代指杉檜帳』から作成した【表②】及び、具体的な事例から、科代指杉の分析を行っていくこととする。

（一）指付時期

まず、指付時期については【表③】の「指付時期分布表」によると、全六七件中、春、または二月～四月のものが三二件と全体の五割を占めており、指付時期は春が最も多かつたことが分かる。これは春に指付けを行えば、その後暖かくなるために活着率が上がり、発根も早くなるためである。科代指杉のみならず、公役造林である春定指杉も、その名称からも分かるように三月の定日を実施日としており⁽¹³⁾、奉公指杉についても同様であった。また、秋も春に次ぐ指木の適時であり、【表③】では九～一二月が八件、一二ペーセントと、春・秋では全体の六割となる。しかし、当然ながら科代指杉が科される理由である山林犯罪は、季節を問わず発生する。『科代指杉檜帳』には、六月に起こった山林犯罪に対し、明春に指付けを行うことを指示した事例が存在することから⁽¹⁴⁾、科代指杉

年代・時期	改修時期	場所	挿木人	桟木種類・本数合計	桟木数/人	異種	科代理由
1 享保16年亥春	享保20年卯春	多良木村	吉村加兵衛、小田兵左衛門、酒田仁助、他 合計17名	杉3715本	200本	その他	流木に革口を打ち込んだる為
2 享保16年亥春	享保19年寅春	宮前村宮の谷	橋木半左衛門、松尾平助、繩方忠七、他 合計10名	杉2000本	200本	その他	流木に革口を打ち込んだる為
3 享保16年亥春	享保19年寅春	岡崎（仙福寺、赤豆野）	落合平八、桂藤至右衛門、田原助七、他 合計10名	杉1800本（仙福寺630赤豆野1170）	200本	その他	流木に革口を打ち込んだる為
4 文化16年亥春	享保19年寅春	上村（鶴之谷、宇との谷、氷山）	豊永久左衛門、廣田金兵衛、池田成右衛門、他 合計14名	杉2800本（鶴之谷410字との谷715氷山1675）	200本	その他	流木に革口を打ち込んだる為
5 宝徳16年亥4月	元文3年午春	奥野妙見山	奥野百姓、佐右衛門	杉350本	350本	失火	竹原を伐れたる為
6 宝徳16年亥4月	享保19年寅春	岡元馬鹿	犬直吉左衛門、烟主・蒲口六左衛門	杉600本	300本	失火	御用木を伐きたる為
7 宝徳16年亥7月	元文2年巳春	久米村ばち	百目本覚	杉300本	300本	盜伐	松の根を無断で伐り掠したる為
8 宝徳16年亥10月	元文2年巳春	膳前東方御現山	膳前・物主中、同・山留中	杉1500本・檜1000本	不明	盜伐	杉前の際、神杉を倒したる為
9 宝徳17年子春	元文2年午春	武相山の内下畑	一登・蓑田善右衛門	杉300本	300本	その他	代付の節と販取え、貢土へ引渡したる為
10 宝徳17年子3月	元文2年午春	奥野妙見山岩かさご	竹木自付・皆越孫右衛門、同・施山伝五	杉518本	259本	失火	杉を燒失したる為
11 宝徳17年子3月	元文2年巳春	東野妙見山岩かさご	山南復・尾方権八、同・愛中仁左衛門	杉520本	260本	失火	杉を燒失したる為
12 宝徳17年子3月	元文2年巳春	奥野妙見山岩かさご	百姓・久右衛門、同・伊八、他 合計7名	杉1503本	約215本	失火	杉を燒失したる為
13 宝徳17年子3月	元文2年巳春	奥野妙見山岩かさご	甚六	杉108本	103本	失火	杉を燒失したる為
14 宝徳17年子3月	元文2年巳春	東方（さき、松下）	庄屋・須藤左衛門、横目2名、竹木自付2名、山留2名 合計7名	杉2500本（さき2000松下500）・檜2500本	約714本	役目怠慢	山不取絶の為
15 宝徳17年子3月	宝徳20年卯春	多良木	百姓・四右衛門	杉315本	315本	失火	指揮若頭の為
16 宝徳17年子3月	宝徳20年卯春	近代松塗	山留・椎葉忠介、同・須藤貞介	杉505本	約232本	その他	仙取の節、寄木の小杉隨意に伐きたる為
17 (承応17年子)	寛政19年春	江作	五木組・助七、又七、庄吉・久兵衛、他 合計9名	杉2250本	250本	役目怠慢	柳杉手入れ不行届きの為
18 宝徳21年7子	宝徳20年卯春	木上御藏廻り	興助、女房	杉400本	200本	その他	杉皮剥離の為
19 宝徳21年7月	元文4年巳春	久米杉谷	久米・常五七、同・重右衛門、同・穂介	杉450本	150本	失火	御立山の松を燒失したる為
20 宝徳21年7月	元文4年酉春	渡り	室持坊百姓・助七、脚百姓・小八	杉4000本	2000本	その他	川舟代耕田の際、不正な申出をしたる為
21 宝徳21年7月2日	元文4年午春	間	泰助八、百姓・助七・助・助・百姓・小八	杉1000本	約333本	盜伐	櫻痴伐の為
22 宝徳21年7月	元文4年酉春	宮前（城山、宮の谷）	役八・橋木半左衛門・同・松尾平助・同・星原甚左衛門・山留3名、竹木自付2名 合計8名	杉1223本（城山23宮の谷1200）	150本	役目怠慢	伸前高不年の為
23 宝徳21年7月	元文4年巳春	上村谷水築削の谷	役八・豊久左衛門・同・松尾平助・同・星原甚左衛門、山留2名、竹木自付2名 合計15名	杉2254本	約150本	役目怠慢	伸前高不年の為
24 宝徳21年7月6日	元文4年巳春	大木庵	五木・波瀬川・鷹右衛門	杉100本	100本	失火	鷹右衛門門落火し、杉1本燒失の為
25 宝徳21年7月6日	元文4年酉春	麻羅瀬	躑躅原・金助・同・平助・同・清吉・同・左衛門	杉1107本	約277本	失火	杉燒失の為
26 宝徳21年7月6日	元文4年酉春	椎葉谷中	躑躅原・金助・同・平助・同・清吉・同・左衛門	杉300本	300本	役目怠慢	山留役・山不取絶の為
27 宝徳21年7月6日	元文4年酉春	宮原	奥野妙見山・椎葉赤三右衛門	杉1500本・科銭1頁文	1500本	盜伐	柳杉木用として伐りたる為
28 宝徳21年7月6日	元文4年酉春	荒谷	宮原・椎葉七	杉1000本	1000本	役目怠慢	後見の既越縁の為科代指杉
29 (元文4年) 己11月3日	宝徳21年7月6日	笠置山	深田・西亞右衛門	杉4450本	約970本	盜伐	御用木公無断で伐採の為
30 宝徳21年7月6日	元文4年酉春	佐野山第13ヶ所	頃成寺右衛門、他 合計64名	杉3000本	1500本	役目怠慢	掛役人・庶剣組不取納りの為
31 宝徳21年7月6日	元文4年酉春	掛谷	投人名	杉100本	100本	盜伐	許しを受けて小杉伐採の為
32 宝徳21年7月6日	元文4年酉春	岩野原山	岩野原山・吉次	杉100本	100本	盜伐	枯小杉伐採の為
33 (元文6年) 酉3月15日	宝徳21年7月6日	岩野	岩野村・山助助之・進・同・奈須左衛門	杉2000本	1000本	不明	不調法の為
34 宽延4年子2月20日	延宝4年卯月2日	久木山	東方村・若木誠四郎・百姓・平助	杉3000本	1500本	盜伐	白裡一本切り倒し、持ち帰りたる為
35 (寛保4年) 子12月	延宝4年卯月2日	渡瀬・柏木八重	渡瀬内野・諸兵衛・同・興七、他 合計9名	杉500本	約50本	盜伐	許可区域を越えて伐採の為
36 (延宝2年) 丑3月	記載なし	赤坂古城	大曾根四郎	杉300本	300本	盜伐	小杉二本切りの為
37 宽延4年丑6月26日	寛延4年巳春	大曾根	大曾根山・丸尾武右衛門・同・丸尾部右衛門・同・丸尾次右衛門、他 合計5名	杉2500本・檜2500本	1000本	その他	伐越境侵の為
38 宽延4年丑2月2日	寛延4年未春	中仲御御廻	中仲村・高田伊右衛門・同・高田兵長	杉513本	256本	失火	鷹原山山底の為
39 寛延4年卯3月5日	寛延4年丑2月2日	江代の屋敷	江代・久八・同・右衛門	杉309本	150本	失火	松明の火にて、杉燒きたる為
40 宽延4年丑6月29日	寛延4年酉3月	木下保根枝村	木下保根枝村・德右衛門・義顕	杉100本	100本	その他	乱心者鶴吉助・頼親共手放し召認の為
41 寛延4年子3月23日	寛延4年酉3月	木下保根村	木下仲村・百姓・五右衛門	杉300本	150本	失火	煙に火入れの際、御用木を延燒の為
42 寛延4年丑3月2日	寛延4年酉3月2日	木上平岩	木上平岩・乙益佐右衛門・百姓・興兵衛	杉300本	344本	盜伐	倒伏松の枝を無断で伐取りの為
43 寛延4年丑11月20日	寛延4年酉3月2日	東方村	東方村・七六、他 合計5名	杉1000本	約20本	失火	割立山を燒きたる為
44 寛延4年12月18日	寛延4年酉3月2日	久米天神の宇戸北・南	久米村・喜八、他 合計51名	杉600本	不明	失火	指揮場の杉と庚木の為
45 寛延4年2月21日	寛延4年酉3月3日	山田大王	山田役人	杉450本	150本	失火	松御立山を燒いたる為
46 寛延4年2月21日	寛延4年酉3月2日	大崩村	大崩村・大崩右衛門・同・佐馬新左衛門・同・宮原加右衛門	杉1000本	500本	失火	松明曳火にて木材を焼失の為
47 明和元年8月4日	記載なし	木上御藏らきさこ	木上御藏らきさこ	杉5000本	2500本	役目怠慢	八尺以上の杉の頭面、案内御れの杉があつたる為
48 明和3年丑3月	記載なし	有原山、高古山道、おは坂	深山田南・山原藤八、同・椎葉権八・平川源蔵	杉5000本	5000本	役目怠慢	新並木火立の頭失火し、小杉燒失の為
49 明和3年丑5月	記載なし	赤池立山	赤池甚五	杉200本	200本	盜伐	自分屋敷木全部で伐採の為
50 宝徳14年8月	記載なし	土地	赤泡村百姓・興右衛門	杉790本	不明	その他	無断の伐採の為
51 天明4年辰	享和3年亥	須東御御廻のさこ	須東村百姓・平助	杉250本	200本	不届き者の為	不届き者の為
52 宽延4年巳	享和3年亥	須東御御廻のさこ	須東村百姓・半助	杉200本	50本	不届き者の為	不届き者の為
53 宽延4年巳	享和3年亥	木上御藏り水	木上村百姓・市六	杉300本	50本	失火	杉燒きたる為
54 寛延4年酉10月	吉和3年2月	湯前百姓	湯前百姓・喜平、他 合計6名	杉30本	30本	盜伐	湯前村監伐の為
55 記載なし	寛延4年酉2月	問屋	左無田村夫	杉125本	25本	失火	新並木火立の頭失火し、小杉燒失の為
56 記載なし	寛延4年酉3月	一武領	一武村百姓・善左衛門・同・興助、他 合計5名	杉50本	50本	盜伐	松一本盗伐の為
57 記載なし	寛延4年酉3月	閑許領	閑許村百姓・武助	杉30本	失火	松明の火により松一本燒失の為	
58 記載なし	寛延4年酉3月	西村領	成福又左衛門家来・德助	杉58本（過木8本）	50本	盜伐	松盜伐を免免じたる為
59 記載なし	寛延4年酉3月	大村領村山之内	柳浦久助	杉124本（過木24本）	50本	不明	不届きの為
60 記載なし	寛延4年酉2月	林領	林百姓・新六、林弥五左衛門家来・和助	杉50本	50本	盜伐	房旗用に松五本伐倒したる為
61 記載なし	寛延4年酉2月	宮原領	宮原村百姓・武七	杉130本（過木30本）	50本	失火	支配山の杉、燒失の為
62 記載なし	寛延4年酉3月	柳御領蓮花院支配山	肥前屋・喜石右衛門・錦織・仙左衛門	杉2630本	約129本	失火	並木入手火立の頭、森定指杉七千本抜きいたる為
63 記載なし	寛延4年酉3月	黒地領たの羅谷	黒地村・田浦金助、他 合計8名	杉330本（過木30本）	300本	失火	猪突の際、削立山の小松延葉の為
64 享和2年4月	文化4年3月	四浦領中谷	四浦領百姓・禪六	杉300本	300本	役目怠慢	削立山内に荒煙闇の手続き立りの為
65 享和3年亥	文化6年巳	山田領鬼岩御立山	山田村御守・大平利右衛門	杉50本	約17本	その他	無木の為
66 孝和4年2月	文化6年巳2月	原田領	原田百姓・七兵衛、他 合計3名	杉300本	300本	失火	村山の松木50本、燒失の為
67 文化元年3月	記載なし	林村	林村郷侍・竹下左衛門	杉300本	300本	失火	並木入手火立の頭、森定指杉七千本抜きいたる為

が、指木に適した季節にまとめて実施されていたのではないかといふことが考えられる。

（二）指付場所

指付場所に関しては、記述が曖昧で不明な点も多いが、【表②】では「宮の谷」、「久米杉谷」、「火の谷」などの「谷」が多くみられる。大蔵永常の『広益国産考』では、「杉を植えるべき土地」を「深山の谷河深く流れなだれの地」としていることから¹⁵⁾、「谷」が指杉の適地として選択されていたと考えられる。また、藩・家中が管理運営をしていた「御鹿倉」、「御立山」、「支配山」¹⁶⁾に科代指杉が行われている事例があることから、指杉の適地であれば、山林の種類を選ばずに実施されていたようである。

（三）科代本数

科代本数については、事例によつて差があり、罪種、指木人の身分、被害の程度などによつて決められていたと考えられる。どのようないきなりが、一人当たりの本数を見ると、享保年間には数百本から千本程度であったものが、寛政年間以降は、およそ五十本程度の科代本数となつてゐる。また、罪種ごとに指木本数を集計した【表④】によると、平均本数は少ない方から「失火」「誤伐」「盜伐」「役目怠慢」となつてゐる。「失火」「誤伐」は、過失の罪であるために、本数が少ないと理解できるが、純然

たる犯罪である「盜伐」が平均四三〇本であるのに対して山役人などの管理責任者の「役目怠慢」は一一八六本と、その差が大きくなつてゐる。このことから、竹木上目付、山留などの山役人¹⁷⁾の責任の重さを窺うことができる。

（四）指付人

指木人については、科代指杉は在郷のものすべてが対象であつたようであり、郷士¹⁸⁾、百姓をはじめ、竹木上目付、山留などの山役人も管理責任者や、「盲目本覚」という盲目の僧侶と思われる人物にも科されている¹⁹⁾。基本的には犯罪を犯した本人に対しても科されたが、それ以外の事例も見ることができる。

【史料二】²⁰⁾

大神尾

一 指杉百本

五木逆瀬川 惣右衛門

右者享保貳拾卯ノ六月、惣右衛門娘落火致杉壹本燒候二付、科代指杉明辰春ヨリ差付候筈

右元文二巳春、改換者佐無田竹右衛門、土屋吉左衛門

【史料二】は、五木逆瀬川に住む惣右衛門の娘が、落火により杉一本を焼失したために、科代指杉一〇〇本が科されたものである。これによると、落火を起したのは惣右衛門の娘であるが、指付人は本人ではなく父親の惣右衛門となつており、保護責任者である娘の父親に科代指杉が科されたものと考えられる。

【史料二】⁽²⁾

一 杉百本

改済

右ハ五木領保楊枝村ノ徳右衛門、乱心者ニ而罷在候処ニ、同領山口山杉
壱本四尺廻り長八尋此杉切申候、依之其身ハ乱心者ニ候得共、親類共
徳右衛門手放シ召置候儀無念ニ付、科代さし杉百本、来巳ノ春指付候
様ニ可申付旨、依仰五木役人安宅岩右衛門召呼申渡候

延享五年辰六月廿九日

右ハ宝暦三酉ノ三月、改検者赤坂次右衛門、東藤次右衛門、相改如是

【史料二】は、五木領保楊枝村に住む乱心者の徳右衛門が、同領
山口山の「四尺廻り長八尋」の杉を切り倒したために、科代指杉
一〇〇本が科されたものであるが、これも【史料二】と同じく、本
人に対する科代指杉は科されていない。これは「依之其身ハ乱心
者ニ候得共、親類共徳右衛門手放シ召置候儀無念ニ付」と理由が述
べられている通りに、徳右衛門が「乱心者」であるがために科代能
力が無く、保護責任者である親類中に科代指杉が科されたものであ
ると考えられる。このように科代指杉は、犯罪を犯した本人、管理
責任者の山役人のみならず、本人に科代能力がない「娘」や「乱心物」
の場合は、保護責任者である父親、親族に対して、【史料二】に「手
放シ召置候儀無念ニ付」とあるように、監督不行き届きであるとし
て科されていたということが考えられる。

五木領保楊枝村徳右衛門

親類中

(五) 罪種と科代理由

【表⑤】罪種別指木件数割合表

罪種	件数	%
失火	23件	34%
誤伐	8件	12%
盜伐	8件	12%
役目怠慢	10件	15%
その他	12件	18%
不明	6件	9%

罪種と科代理由については、罪種別の件数と割合を表した【表⑤】によると、「失火」が二三三件、三四パーセントで最も多く、次いで山役人の「役目怠慢」が一〇件、「誤伐」「盜伐」がそれぞれ八件となつていて。しかしながら、全体の約五分の一に当る一八パーセントが「その他」の理由となっていることから、科代指杉の適用範囲は広く、「失火」「誤伐」「盜伐」「役目怠慢」以外にも、様々な理由で科されていたと考えられる。そこで「その他」の事例を中心して、科代理由について検討していくことをとする。

【史料三】⁽²⁵⁾

一 杉三百本 寛延式已

木上平岩 乙益儀右衛門
百姓興兵衛

改済

右ハ去辰ノ秋風倒松之枝、御断不申上切取往還橋致修復候、盜取候筋
ニ而無之、内々ニ而手代共ヨリ木上役人方江申達、木上役人ヨリ過代
指杉兩人ニ而三百本、巳ノ春申付差調候、申ノ年檢者改之等也
宝暦三酉二月、檢者西弥三右衛門、西幸助、相改之候

【史料三】は、「去辰ノ秋風」により倒れた松の枝を無断で切り取り、往還橋の修復に利用したため、科代指杉三〇〇本が木上平岩の乙益儀右衛門、及び百姓興兵衛に科されたものである。木上平岩は球磨川支流の川辺川に面した場所であり⁽²⁶⁾、ここに架かる橋の修復に倒木を利用したと考えられるが、橋に利用する材木については、享和三（1803）年の『明細記』に、「本往還筋橋ハ、本木無代ニ而其所江相渡、其外之橋ハ地払代付ニ而相渡」⁽²⁷⁾とあり、「本往還筋橋」の材木は無代で、それ以外では伐採分の代銀が取られていた。人吉藩における「本往還」は、人吉から大坂間を経由して八代に至る道、人吉から湯前を経由して米良山へ至る道などであるが⁽²⁸⁾、【史料三】の木上平岩は本往還には当らないため、橋の修復には代銀を支払う必要がある。推測ではあるが、このような事情から乙益儀右衛門らは、倒木を利用したのではないかと考えられる。この行為は村のためにおこなつたことであり、文中でも「盜取候筋ニ而無之」としているが、「御断不申上切取」とあるように、報告の義務を怠つたことに対して科代指杉が科されたものと考えられる。

【史料四】⁽²⁹⁾

一 指杉式百本

赤池村百姓 興四右衛門

右ハ興四右衛門自分居屋敷之内だけ壱本有之、切判不申受切倒候ニ付、所役人并山留方ヨリ内々申出、御役所査方所ヨリ申上候ヘハ、右たけ代付ニ而拝領、且又指杉式百本、科代トシテ指付差上申候

【史料四】は、赤池村百姓である興四右衛門が、自分屋敷の竹一本を切削を受けずに切り倒したことと所役人と山留役に通報され、その結果、伐採した竹の代銀の支払いと科代指杉二〇〇本が科されたものである。竹は、杉と同様に重要な資材とされており、人吉藩でも、『御竹林改帳』を作成して竹林を管理し、人別竹植も実施されており伐採には許可が必要であった⁽³⁰⁾。

このように人吉藩では、山林の盗伐、放火や失火に比べればささいな過失であつても科代指杉が科されていたことが分かる。

【史料五】⁽²⁴⁾

渡り

一 檜四千本

宝持坊百姓 助七

御百姓 小八

右ハ役場ヘ罷出川舟代銀上納一巻ニ付而、不届成事申出候間、内証申上科代トシテ申付候、尤物主受込享保十八丑十月指立候等也、辰ノ春改入候事

【史料五】⁽²⁴⁾

【史料五】は、宝持坊百姓の助七と御百姓小八が、役場ヘ川舟代銀を上納の際に、不届きな申出を行つたために科代として檜四千本の指付が科されたものであるが、川舟代銀という山林とは直接的に関係のない理由であるにもかかわらず、科代指杉が科されている。このような事例は、『科代指杉檜帳』では、【史料五】以外は見当たらないが、人吉藩の科代指杉が山林刑罰以外でも適用されていたの

ではないかということが考えられる。

このように、科代理由には、失火、誤伐、盜伐、役目怠慢の主な理由の他に、倒木や自分屋敷木の利用のような些細な事例から、山林犯罪とは直接に関係がない事例まであり、科代指杉は様々な理由で広く実施されていたことが分かる。

三 まとめと今後の課題

本稿では、人吉藩の山林刑罰のひとつである科代指杉を『科代指杉檜帳』を基に考察を行つた。その結果、科代指杉の指付人について

(9) 「相良家文書」は現在、人吉市教育委員会、熊本県立図書館、広島大学付属図書館において所蔵されており、そのうち広島大学付属図書館に人吉藩林制史関係の史料が多く所蔵されている。

(10) 農林省『日本林制史資料人吉藩編』(朝陽会、一九三一年)五三頁

一一三頁

(11) 御林奉行の配下で諸木の管理伐採に関する事務を処理していたが、安永三年に杉檜の管理業務を育成方に移譲し、雜木竹林の管理を業務とする。

(12) 広島大学付属図書館所蔵。村方における犯罪の詳細と科刑を記録したものであり科代指杉の事例が含まれる。

註

- (1) 大石慎三郎編『地方凡例録』(近藤出版社、一九九六年)一三五頁
- (2) 大久保利謙他編『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八五年)三三九頁
- (3) 塩谷勉『部分林制度の史的研究』(林野共済会、一九五九年)七一頁

(4) 前掲『部分林制度の史的研究』七一頁

(5) 林野厅『徳川時代における林野制度の大要』(林野共済会、一九五四年)

七三一頁

(6) 前掲『部分林制度の史的研究』七一頁

(7) 地方史研究協議会『日本産業史体系九州編』(東京大学出版会、一九六〇年)一〇七頁

(8) 春定指杉は人吉藩における公役造林であり、三年に一度(のち四年)に一度、三月の定日に一戸当たり20本の指杉を行つていた。奉公指杉は藩への報恩として自由意志に基づいて行われた献上造林のことである。

会、一九七八年）七二頁

(16) 御鹿倉は藩主の狩猟山、御立山は藩用の他に伐採を行わない御山、支配山は家中に管理保護を委託した山である。

(17) 竹木上目付は山林犯罪及び指杉の育成状況の監視報告、山留も竹木上目付の配下で山林犯罪の監視を行つており、どちらも郷士から選ばれる在郷の山役人である。

(18) 人吉藩において戸数の三割を占める在郷の武士であるが、無祿で百姓同然の扱いであつた。

(19) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』五六～五七頁

(20) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』六六～六七頁

(21) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』七九頁

(22) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』八〇頁

(23) 人吉盆地の中心を流れる川であり、江戸時代には藩主の参勤交代や木材などの商品流通に利用されていた。

(24) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』四三一頁

(25) 木村礎他編『藩史大辞典九州編』（雄山閣出版、一九八八年）三一六

頁

(26) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』八八頁

(27) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』二二六頁～二三八頁

(28) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』六三頁